

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和元年 6 月17日

【発行者名】 U B S ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ
（UBS Fund Management（Luxembourg）S.A.）

【代表者の役職氏名】 最高経営責任者 フランチェスカ・プリム
（Francesca Prym, CEO）
エグゼクティブ・ボード・メンバー ヴァレリー・ベルナール
（Valérie Bernard, Member of the Executive Board）

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1855、
J.F.ケネディ通り33A 番
（33A avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg,
Grand Duchy of Luxembourg）

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健
弁護士 大西 信治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健
弁護士 大西 信治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03（6212）8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
U B S（Lux）マネー・マーケット・ファンド - 米ドル
（UBS（Lux）Money Market Fund - USD）

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
U B S（Lux）マネー・マーケット・ファンド - 米ドル
クラス F - a c c 受益証券
20億米ドル（約2,217億円）を上限とします。
（注）米ドルの円貨換算は、2019年 2 月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対
顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝110.87円）によります。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年6月17日を効力発生日として、投資運用会社および元引受会社であるユービーエス・エイ・ジーのアセット・マネジメント事業部がUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）に譲渡されましたので、2019年4月26日に提出した有価証券届出書の関係情報を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

（注）_____の部分は訂正箇所を表します。

第一部 証券情報

（２）外国投資信託受益証券の形態等

< 訂正前 >

（前略）

（注）名称の一部に「F」を含むクラスの受益証券は、ユービーエス・エイ・ジーまたはその子会社にのみ提供されます。
名称に「-acc」を含むクラスの受益証券は、管理会社が別途定める場合を除き、収益の分配を行いません。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

（注）名称の一部に「F」を含むクラスの受益証券は、UBSグループ・エイ・ジーの関係会社にのみ提供されます。
名称に「-acc」を含むクラスの受益証券は、管理会社が別途定める場合を除き、収益の分配を行いません。

（後略）

（12）その他

（ロ）引受等の概要

< 訂正前 >

販売会社は、管理会社が販売会社の任命等の関連業務を委託しているユービーエス・エイ・ジーとの間の日本におけるファンド証券の販売および買戻しに関する契約に基づき、ファンド受益証券の販売を行います。

（中略）

管理会社は、ユービーエス・エイ・ジーを元引受会社に指定し、ユービーエス・エイ・ジーは、UBS証券をファンドに関して日本における管理会社の代行協会員に指定しています。

（後略）

< 訂正後 >

販売会社は、管理会社が販売会社の任命等の関連業務を委託しているUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）との間の日本におけるファンド証券の販売および買戻しに関する契約に基づき、ファンド受益証券の販売を行います。

（注）ユービーエス・エイ・ジーは、システム上重要な金融機関に適用される新たな法的要件を遵守するため、ユービーエス・エイ・ジー内で運営されていたスイスにおけるアセット・マネジメント事業を、UBSグループの一員として新たに設立されたスイス法人であるUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）に、2019年6月17日を効力発生日として譲渡しました。以下同じです。

（中略）

管理会社は、UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）を元引受会社に指定し、UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）は、UBS証券をファンドに関して日本における管理会社の代行協会員に指定しています。

（後略）

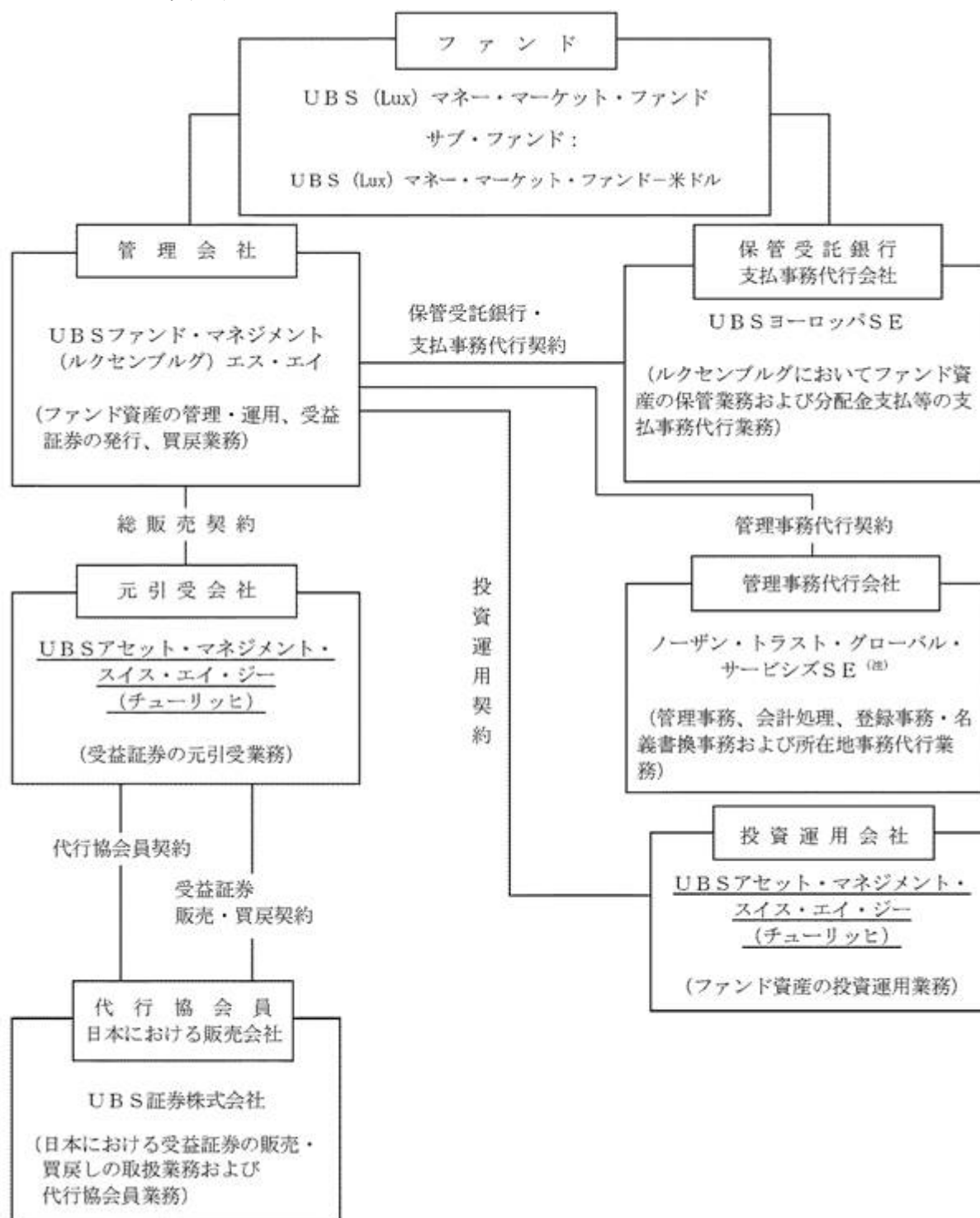
管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

会社名	ファンド運営上の役割	契約等の概要
（中略）		
<u>ユービーエス・エイ・ジー、</u> <u>UBSアセット・マネジメント</u> <u>（バーゼル・チューリッヒ）</u> <u>（UBS AG, UBS Asset</u> <u>Management, Basel and Zurich）</u>	投資運用会社	2014年10月27日付で管理会社との間で投資運用契約（注3）を締結（2014年7月22日効力発生）（改訂済）。ファンド資産の投資運用業務について規定しています。
<u>ユービーエス・エイ・ジー</u> <u>（UBS AG）</u>	元引受会社	2014年8月22日付で管理会社との間で総販売契約を締結。ファンド証券の元引受業務について規定しています。

（後略）

<訂正後>

ファンドの仕組み



(注) ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズSE (Northern Trust Global Services SE) は、2019年3月1日付で、その登記上の住所を英国からルクセンブルグに変更しました。

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

会社名	ファンド運営上の役割	契約等の概要
(中略)		
<u>UBSアセット・マネジメント・</u> <u>スイス・エイ・ジー（チューリッ</u> <u>ヒ）</u> （UBS Asset Management Switzerland AG, Zurich）	投資運用会社	2014年10月27日付で管理会社との間で投資運用契約（注3）を締結（2014年7月22日効力発生）（改訂済）。ファンド資産の投資運用業務について規定しています。
	元引受会社	2014年8月22日付で管理会社との間で総販売契約を締結。ファンド証券の元引受業務について規定しています。

(後略)

2 投資方針

(2) 投資対象

<訂正前>

他のマネー・マーケット・ファンドへの投資

(中略)

また、サブ・ファンドは、ユービーエス・エイ・ジーまたは同社との共同経営もしくは支配を通じ、または実質的な直接もしくは間接保有を通じ関係する会社が運用するマネー・マーケット・ファンドに投資することができます。この場合、発行または買戻し手数料は、マネー・マーケット・ファンドの受益証券の買付または買戻しについて請求されません。もっとも、マネー・マーケット・ファンドに投資される場合、前出の手数料および費用が二重に発生します。

(後略)

<訂正後>

他のマネー・マーケット・ファンドへの投資

(中略)

また、サブ・ファンドは、UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイまたは同社との共同経営もしくは支配を通じ、または実質的な直接もしくは間接保有を通じ関係する会社が運用するマネー・マーケット・ファンドに投資することができます。この場合、発行または買戻し手数料は、マネー・マーケット・ファンドの受益証券の買付または買戻しについて請求されません。もっとも、マネー・マーケット・ファンドに投資される場合、前出の手数料および費用が二重に発生します。

(後略)

（３）運用体制

<訂正前>

管理会社の管理体制

（中略）

投資運用会社

ユービーエス・エイ・ジー、UBSアセット・マネジメント（バーゼル・チューリッヒ）

2014年10月27日付で管理会社との間で投資運用契約を締結しています。ファンド資産の投資運用業務について規定しています。

<訂正後>

管理会社の管理体制

（中略）

投資運用会社

UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）

2014年10月27日付で管理会社との間で投資運用契約を締結しています。ファンド資産の投資運用業務について規定しています。

4 手数料等及び税金

（４）その他の手数料等

<訂正前>

（前略）

管理会社の報酬方針

取締役会は、報酬が適用ある規則（具体的には、（ ）UCITS通達2014/91/EU、2016年3月31日付で公表されたUCITS通達およびAIFMDに基づく健全な報酬方針に関するESMAの最終報告書、（ ）オルタナティブ投資ファンド運用者（AIFM）指令2011/61/EU（2013年7月12日よりルクセンブルグのオルタナティブ投資ファンド運用者に関する法律（随時改正済）に移行されました。）、2013年2月11日付で公表されたAIFMに基づく健全な報酬方針に関するESMAのガイドライン、ならびに（ ）2010年2月1日付で発表された金融セクターにおける報酬方針のガイドラインに関するCSSF通達10/437に定義される規定）に従っていることを確保し、かつ、ユービーエス・エイ・ジーの報酬方針のガイドラインも遵守することを目的とする報酬方針を採用しています。かかる報酬方針は、少なくとも年1回、検証されます。

（後略）

<訂正後>

（前略）

管理会社の報酬方針

取締役会は、報酬が適用ある規則（具体的には、（ ）UCITS通達2014/91/EU、2016年3月31日付で公表されたUCITS通達およびAIFMDに基づく健全な報酬方針に関するESMAの最終報告書、（ ）オルタナティブ投資ファンド運用者（AIFM）指令2011/61/EU（2013年7月12日よりルクセンブルグのオルタナティブ投資ファンド運用者に関する法律（随時改正済）に移行されました。）、2013年2月11日付で公表されたAIFMに基づく健全な報酬方針に関するESMAのガイドライン、ならびに（ ）2010年2月1日付で発表された金融セクターにおける報酬方針のガイドラインに関するCSSF通達10/437に定義される規定）に従っていることを確保し、かつ、UBSグループ・エ

イ・ジーの報酬方針のガイドラインも遵守することを目的とする報酬方針を採用しています。かかる報酬方針は、少なくとも年1回、検証されます。

（後略）

第2 管理及び運営

4 資産管理等の概要

（1）資産の評価

（ ）純資産価格の計算

<訂正前>

（前略）

（d）その他のマネー・マーケット・ファンドの受益証券は、最新の純資産価格で評価されます。他のマネー・マーケット・ファンドの特定の受益証券または投資証券は、対象ファンドのポートフォリオ・マネージャーまたは投資顧問会社から独立している信頼できる業務提供者によって提供された評価額の見積もりに基づいて評価される可能性があります。（評価額の見積もり）。

（後略）

<訂正後>

（前略）

（d）その他のマネー・マーケット・ファンドの受益証券または投資証券は、最新の純資産価格で評価されます。他のマネー・マーケット・ファンドの特定の受益証券または投資証券は、対象ファンドのポートフォリオ・マネージャーまたは投資顧問会社から独立している信頼できる業務提供者によって提供された評価額の見積もりに基づいて評価される可能性があります。（評価額の見積もり）。

（後略）

第三部 特別情報

第1 管理会社の概況

2 事業の内容及び営業の概況

<訂正前>

（前略）

管理会社は、ファンド資産の運用を投資運用会社であるユービーエス・エイ・ジー、UBSアセット・マネジメント（バーゼル・チューリッヒ）に委託しており、またファンド資産の保管業務および支払事務代行をUBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店に、所在地事務・管理事務代行および登録・名義書換事務代行をノーザン・トラスト・グローバル・サービスSEに委託しています。

（後略）

<訂正後>

（前略）

管理会社は、ファンド資産の運用を投資運用会社であるUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）に委託しており、またファンド資産の保管業務および支払事務代行をUBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店に、所在地事務・管理事務代行および登録・名義書換事務代行をノーザン・トラスト・グローバル・サービスSEに委託しています。

（後略）

第2 その他の関係法人の概況

1 名称、資本金の額及び事業の内容

<訂正前>

（1）ユービーエス・エイ・ジー、UBSアセット・マネジメント（バーゼル・チューリッヒ）

（UBS AG, UBS Asset Management, Basel and Zurich）（「投資運用会社」）

（イ）資本金の額

2019年2月末日現在、385,840,846.6スイス・フラン（約428億円）

（ロ）事業の内容

ユービーエス・エイ・ジーは、1998年6月29日に完了した合併により、スイス銀行コーポレーションおよびスイス・ユニオン銀行の一切の資産・債務を継承した銀行であり、その一部門であるUBSアセット・マネジメントは、機関投資家向けの資産運用を行っています。

（中略）

（4）ユービーエス・エイ・ジー（UBS AG）（「元引受会社」）

（イ）資本金の額

2019年2月末日現在、385,840,846.6スイス・フラン（約428億円）

（ロ）事業の内容

ユービーエス・エイ・ジーは、1998年6月29日に完了した合併により、スイス銀行コーポレーションおよびスイス・ユニオン銀行の一切の資産・債務を継承した銀行です。

（5）UBS証券株式会社（「代行協会員」および「日本における販売会社」）

（後略）

<訂正後>

（１）UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）（UBS Asset Management Switzerland AG, Zurich）（「投資運用会社」および「元引受会社」）（イ）資本金の額2018年10月5日現在、500,000スイス・フラン（約5,479万円）（注）スイス・フランの円貨換算は、便宜上、2019年4月26日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売相場（仲値（1スイス・フラン＝109.58円）によります。（ロ）事業の内容

UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）は、スイス在外のファンドならびに機関投資家および非機関投資家のクライアントに対し、ポートフォリオ運用を提供しています。UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）が提供する運用の範囲は、アクティブ株式、システムティックならびにインデックス投資、債券、インベストメント・ソリューション、不動産およびプライベート・マーケットに及びます。

（中略）

（４）UBS証券株式会社（「代行協会員」および「日本における販売会社」）

（後略）

2 関係業務の概要

<訂正前>

（１）ユービーエス・エイ・ジー、UBSアセット・マネジメント（バーゼル・チューリッヒ）（UBS AG, UBS Asset Management, Basel and Zurich）（「投資運用会社」）

ファンド資産の投資運用業務を行います。

（中略）

（４）ユービーエス・エイ・ジー（UBS AG）（「元引受会社」）

ファンド証券について元引受会社として、ファンド証券の販売に必要な業務を行います。

（５）UBS証券株式会社（「代行協会員」および「日本における販売会社」）

（後略）

<訂正後>

（１）UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）（UBS Asset Management Switzerland AG, Zurich）（「投資運用会社」および「元引受会社」）

ファンド資産の投資運用業務を行います。

ファンド証券について元引受会社として、ファンド証券の販売に必要な業務を行います。

（中略）

（４）UBS証券株式会社（「代行協会員」および「日本における販売会社」）

（後略）